

財務省告示第三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年十一月二十九日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十九年一月九日

財務大臣臨時代理
 国務大臣 柳澤伯夫

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の
本州四国連絡橋債	第四百二十	千九百六十六億六	七厘
第一回四百二十	八十八億円	七厘	八十六錢
第三回四百二十	百三十億円	厘	一円一錢二
第五回四百二十	九億円	厘	三十七
第七回四百二十	十八億円	厘	八十三十五
第九回四百二十	六十一億円	厘	九十四十六
第一回四百三十	八億円	厘	一円四十錢
第三回四百三十	三十三億円	厘	五円四十二
第五回四百三十	三十五億円	厘	六円三十二

合 計	〃	〃	〃	〃
	三第 回四 百四 十	一第 回四 百四 十	九第 回四 百三 十	七第 回四 百三 十
九千 百百 万一 円億 六千	円三 百四 十二 億	百五 十億 円	二 十二 億 円	三 十九 億 円
	銭百 五 厘 円 六 十 五	銭百 三 厘 円 八 十 三	銭百 六 厘 円 五 十 一	銭百 一 厘 円 五 十 二